



目次

株主の皆さまへ…………… 1
 招集ご通知…………… 2
 (ご参考)議決権行使のご案内…………… 4
 株主総会参考書類…………… 6

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

(添付書類)

事業報告…………… 19
 連結計算書類…………… 34
 計算書類…………… 40

第147期 定時株主総会招集ご通知

自 2014年4月1日 至 2015年3月31日

日 時

2015年6月24日(水曜日)
 午前10時(受付開始 午前9時)

場 所

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
 イイノホール(飯野ビルディング4階)

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

企業理念

～ グローバルに信頼される **K** ～

海運業を母体とする総合物流企業グループとして、人々の豊かな暮らしに貢献します。

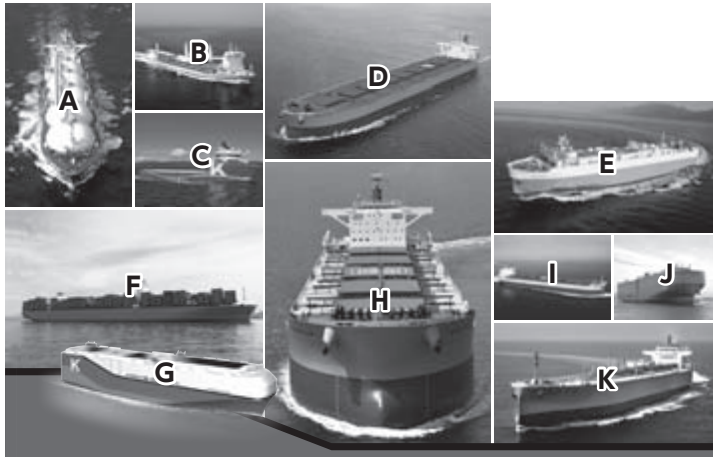
私たちは、どのような場合においても自らの存在理由を認識して事業活動を行ってまいります。

ビジョン

“K” LINEグループが目指す姿

- ◆ 安全で最適なサービス提供 - 社会への貢献
- ◆ 公正な事業活動 - 社会からの信頼
- ◆ 変革への飽くなきチャレンジ - 新たな価値の創造
- ◆ 人間性の尊重 - 個性と多様性を尊重する企業風土

私たちは、ビジョンに掲げた姿を追い求め、次の高みに向けて更に進んでまいります。



<表紙船舶のご紹介>

A	LNG船	アル レイヤーン
B	重量物船	REGINE
C	オフショア支援船	KL BREVIKFJORD
D	ドライバルク船	CAPE RELIANCE
E	内航船	ほっかいどう丸
F	コンテナ船	MILLAU BRIDGE
G	自動車船	DRIVE GREEN HIGHWAY*
H	ドライバルク船	CORONA ACE
I	ドライバルク船	SANGEET
J	自動車船	ADRIATIC HIGHWAY
K	LPG船	GALAXY RIVER

※2016年1月竣工予定

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を四捨五入しており、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。また、外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本年4月1日より代表取締役社長に就任いたしました村上英三でございます。

事業報告をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2014年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）は、2012年4月に公表した3ヵ年中期経営計画「“K” LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」の最終年度となりますが、お陰様をもちまして主要項目において目標を達成することができました。

最終年度である当期を振り返ると、世界経済においては米国の安定的な回復が下支えとなり総じて緩やかな回復が見られました。一方で、原油価格の下落に伴う資源国の経済減速、ユーロ圏での景気低迷の懸念、中国経済が減速基調で推移するなど、先行きの不透明感が高まりました。このような経済環境の中で、当社グループの業績につきましては、ドライバルク市況の低迷は続きましたがコンテナ船の運賃市況は北米航路を中心に回復し、円安の進行、夏場以降の燃料油価格下落に加えて、減速運航の推進、そして運航効率改善をはじめとするコスト削減に努めた結果、増収増益となりました。配当につきましては、「“K” Line Vision 100 - Bridge to the Future -」で目標として掲げた30%の連結配当性向に基づき、期末配当として1株当り6.0円（中間配当と合わせた年間配当は前期より4円増配の8.5円）を株主総会に提案させていただくこととしました。

本年4月よりは、当社創立百周年となる2019年度に向けて、本年3月に発表した新たな5ヵ年にわたる中期経営計画に取り組んで行くこととなります。前半の2年間は更なる財務体質の強化と安定収益体制の確立に、後半の3年間は成長分野への戦略的投資に軸足を置いた経営計画です。

2015年度の経済環境は、米国の景気回復が持続する一方で、欧州や中国、資源国の経済については減速懸念が続くものと予想されますが、新中期経営計画「Value for our Next Century」の下、安定性と成長性をバランスよく両立させながら、企業価値の向上を図り、安定配当の実施と、一定利益水準を超える部分に対しての総還元を行うべく、全社一丸となって取り組んでまいります。2015年度の配当は、この方針に沿って年間5.0円を予想しています。

引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2015年6月

代表取締役社長 村上 英三



(証券コード：9107)

2015年6月2日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

代表取締役社長 村上英三

第147期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第147期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2015年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2015年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2.場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階）
（場所は昨年と異なります。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3.目的事項

- 報告事項**
1. 第147期（自2014年4月1日 至2015年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第147期（自2014年4月1日 至2015年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

インターネットによる開示について

本招集ご通知は当社ウェブサイトに掲載しております。

- 第147期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、下記の項目につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の下記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制」

「会社の支配に関する基本方針」

「連結注記表」

「個別注記表」

なお、本招集ご通知添付書類及び上記のウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類です。

- 第147期定時株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の下記当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>


- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものいたします。

(ご参考)

議決権行使のご案内


株主総会参考書類（6頁～18頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

A 株主総会への出席による
議決権行使




同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。
また、第147期定時株主総会招集
ご通知(本書)をご持参ください。

B 書面による議決権行使



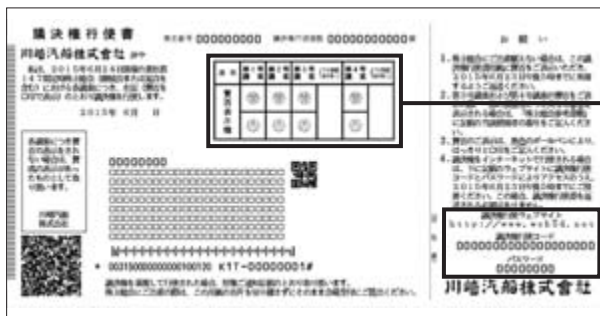
同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
2015年6月23日(火曜日)午後5時
までに到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

C インターネットによる
議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブ
サイト(<http://www.web54.net>)
にアクセスしていただき、2015年6
月23日(火曜日)午後5時までに
ご行使ください。
詳しくは、右記をご覧ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議案	賛成	否	無効
第1号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第2号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第3号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第4号議案	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第2号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案・第4号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の
番号をご記入ください。

→ インターネットによる議決権行使に必要な、
議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

2 議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2015年6月23日(火曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は株主様のご負担となります。

3 パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4 システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- 画面のドット数が 横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
- 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - イ. PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®
 - ※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
 - ※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
- ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除(又は一時解除)するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5 その他お問い合わせ先について

- 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
電話番号: 0120-782-031
(受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: **0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※ 機関投資家の皆さまにおかれましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、持続的成長のための設備投資等への充当や、企業体質の充実・強化のために必要な内部留保の確保等を勘案しつつ、株主の皆さまへの利益還元を最大化することを重要課題として位置づけています。当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当に関する 事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額 5,624,996,418円

なお、中間配当金として2.5円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は、1株につき8.5円になります。

3 剰余金の配当が 効力を生ずる日

2015年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条の一部を変更するものであります。
- (2) 株主総会の招集権者を明記するため、現行定款第14条の一部を変更するものであります。
- (3) 当社は執行役員制度を採用しており、副社長以下の特称は執行役員に付しています。取締役としての特称の一部を削除するため、現行定款第22条の一部を変更するものであります。
- (4) 相談役設置の規定については、定款に規定する必要が無いものと判断するため、現行定款第23条を削除するものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が本年5月1日に施行され、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、適切な人材の確保を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、及び文言を会社法の条文に則したものにするため、現行定款第29条及び第39条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (6) 当社は会計監査人を置いていますが、現行定款第40条第1項は現行定款第4条と重複しているため、現行定款第40条第1項を削除するものであります。
- (7) その他、用字・用語の修正及び条数の枝番号(第6条の2)の廃止・繰上げ・繰下げ・入れ替えを行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (1)～(13) (省略) (14) 宿泊施設・一般都市型ホテルの経営、賃貸借並びに管理	(目的) 第2条 (1)～(13) (現行どおり) (14) 宿泊施設・一般都市型ホテルの経営、賃貸借及び管理

現行定款	変更案
<p>(15) 各種スポーツ施設・遊戯場等の娯楽施設の経営、賃貸借並びに管理</p> <p>(16) 飲食店の経営、賃貸借並びに管理</p> <p>(17) (省略)</p> <p>(18) 海洋資源開発の支援事業</p> <p>(19) (省略)</p>	<p>(15) 各種スポーツ施設・遊戯場等の娯楽施設の経営、賃貸借及び管理</p> <p>(16) 飲食店の経営、賃貸借及び管理</p> <p>(17) (現行どおり)</p> <p>(18) 海洋資源開発及びその支援事業</p> <p>(19) (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条の2 (省略)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第7条～第8条 (省略)</p>	<p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株式の株主名簿への記録、単元未満株式の買取及び売渡し、新株予約権原簿への記載または記録その他株式に関する手続き及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の株式の株主名簿への記録、単元未満株式の買取り及び売渡し、新株予約権原簿への記載又は記録その他株式に関する手続き及びその手数料並びに株主の権利行使に関する手続き等は、法令又は本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (1～2. 省略)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (1～2. 現行どおり)</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取り扱わない。</p>
<p>(招集)</p> <p>第11条 定時総会は毎年6月にこれを招集し、臨時総会は必要に応じてこれを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。</p>
<p>第12条～第13条 (省略)</p>	<p>第13条～第14条 (現行どおり)</p>
<p>(議長)</p> <p>第14条 総会の議長は社長がこれに当たり、社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長が定められていないとき又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は議決権を有する他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第17条 総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第4章 取締役、取締役会及び相談役	第4章 取締役及び取締役会
第19条～第21条 (省略)	第20条～第22条 (現行どおり)
<p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役のうち会長、社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び特称取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって相談役若干名を置くことができる。</p>	(削除)
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第29条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任限定契約) 第29条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役会および常勤監査役) 第33条(省略)</p>	<p>(監査役会及び常勤監査役) 第33条(現行どおり)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の招集者及び議長) 第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。但し、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p>	<p>(監査役会の招集者及び議長) 第36条 監査役会の招集者及び議長については、監査役の互選をもって定める。ただし、他の監査役が監査役会を招集することを妨げない。</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第39条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任限定契約) 第39条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(会計監査人の設置) 第40条 当社は、会計監査人を置く。 2. 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(選任) 第41条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(任期) 第41条(省略)</p>	<p>(任期) 第40条(現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の除斥期間) 第45条 期末配当及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の除斥期間) 第45条 期末配当及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>はその支払いの義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当		
1	あさ くら じ ろう 朝 倉 次 郎	代表取締役会長		再任
2	むら かみ えい ぞう 村 上 英 三	代表取締役社長、社長執行役員 (CEO (チーフエグゼクティブオフィサー))		再任
3	すず き とし ゆき 鈴 木 俊 幸	代表取締役、専務執行役員 (コンテナ船事業部門、港湾事業管掌、内部監査担当補佐)		再任
4	あお き ひろ みち 青 木 宏 道	代表取締役、専務執行役員 (エネルギー資源輸送事業部門、自動車船事業部門、IR・広報管掌)		再任
5	やま うち つよし 山 内 剛	代表取締役、専務執行役員 (総務、法務、企業法務リスク管理、人事、経営企画、財務、 経理管掌、CCO (チーフコンプライアンスオフィサー))		再任
6	とり やま ゆき お 鳥 山 幸 夫	取締役、常務執行役員 (経理、財務担当)		再任
7	なか がわ ゆたか 中 川 豊	取締役、常務執行役員 (人事、物流事業、関連事業推進担当)		再任
8	やぶ なか み と じ 藪 中 三十二	取締役	社外	再任
9	きの した えい いちろう 木 下 榮一郎	取締役	社外	再任

候補者番号

1. 朝倉 次郎 (1950年7月31日生)

再任

- 当社における地位、担当 代表取締役会長
- 所有する当社の株式の数 102,000株
- 略歴
 - 1974年 4月 当社入社
 - 2000年 7月 当社不定期船部鉄鋼原料グループ部長
 - 2001年 4月 当社鉄鋼原料グループ長
 - 2005年 6月 当社取締役、鉄鋼原料グループ長委嘱
 - 2006年 6月 当社執行役員、鉄鋼原料グループ長委嘱
 - 2007年 4月 当社常務執行役員
 - 2009年 4月 当社専務執行役員
 - 2009年 6月 当社代表取締役、専務執行役員
 - 2011年 4月 当社代表取締役、副社長執行役員
 - 2011年 5月 当社代表取締役社長、社長執行役員
 - 2015年 4月 当社代表取締役会長（現職）

候補者番号

2. 村上 英三 (1953年2月23日生)

再任

- 当社における地位、担当 代表取締役社長
社長執行役員（CEO（チーフエグゼクティブオフィサー））
- 所有する当社の株式の数 117,000株
- 略歴
 - 1975年 4月 当社入社
 - 2004年 7月 当社コンテナ船事業グループ長
 - 2005年 6月 当社取締役、コンテナ船事業グループ長委嘱
 - 2006年 6月 当社執行役員
 - 2007年 4月 当社常務執行役員
 - 2009年 4月 当社専務執行役員
 - 2009年 6月 当社代表取締役、専務執行役員
 - 2014年 4月 当社代表取締役、副社長執行役員
 - 2015年 4月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現職）

候補者番号

3. 鈴木 俊幸 (1959年2月22日生)

再任

- 当社における地位、担当 代表取締役
専務執行役員（コンテナ船事業部門、港湾事業管掌、内部監査担当補佐）
- 所有する当社の株式の数 98,000株
- 略歴
 - 1981年4月 当社入社
 - 2006年4月 当社コンテナ船事業グループ長
 - 2008年4月 当社執行役員
 - 2011年4月 当社常務執行役員
 - 2011年6月 当社取締役、常務執行役員
 - 2014年4月 当社取締役、専務執行役員
 - 2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）

候補者番号

4. 青木 宏道 (1959年2月27日生)

再任

- 当社における地位、担当 代表取締役
専務執行役員（エネルギー資源輸送事業部門、自動車船事業部門、IR・広報管掌）
- 所有する当社の株式の数 96,000株
- 略歴
 - 1981年4月 当社入社
 - 2003年4月 当社LNGグループ長
 - 2008年4月 当社執行役員、LNGグループ長委嘱
 - 2008年7月 当社執行役員
 - 2010年7月 当社執行役員、エネルギー資源輸送事業開発グループ長委嘱
 - 2011年4月 当社常務執行役員
 - 2014年4月 当社専務執行役員
 - 2014年6月 当社取締役、専務執行役員
 - 2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

候補者番号

5. 山内

やまうち

つよし
剛 (1957年8月15日生)

再任

- 当社における地位、担当 代表取締役
専務執行役員（総務、法務、企業法務リスク管理、人事、経営企画、財務、経理管掌、CCO（チーフコンプライアンスオフィサー））
- 所有する当社の株式の数 24,000株
- 略歴
 - 1981年4月 当社入社
 - 2006年6月 当社経営企画グループ長
 - 2009年4月 当社執行役員
 - 2009年6月 当社取締役、執行役員
 - 2011年4月 当社取締役
太洋日本汽船株式会社常務取締役
 - 2013年4月 当社常務執行役員
 - 2013年6月 当社取締役、常務執行役員
 - 2014年4月 当社取締役、専務執行役員
 - 2015年4月 当社代表取締役、専務執行役員（現職）

候補者番号

6. 鳥山

とりやま

ゆきお
幸夫 (1959年11月10日生)

再任

- 当社における地位、担当 取締役
常務執行役員（経理、財務担当）
- 所有する当社の株式の数 63,000株
- 略歴
 - 1983年4月 当社入社
 - 2010年4月 当社港湾事業グループ長
 - 2011年4月 当社執行役員、経理グループ長委嘱
 - 2011年6月 当社取締役、執行役員、経理グループ長委嘱
 - 2012年4月 当社取締役、執行役員
 - 2014年4月 当社取締役、常務執行役員（現職）

候補者番号

7. 中川

なかがわ

ゆたか
豊 (1960年1月9日生)

再任

- 当社における地位、担当 取締役
常務執行役員（人事、物流事業、関連事業推進担当）
- 所有する当社の株式の数 11,477株
- 略歴
 - 1982年4月 当社入社
 - 2005年7月 当社人事グループ長
 - 2011年4月 KAWASAKI (AUSTRALIA) PTY.LTD.社長
 - 2013年4月 当社執行役員
 - 2013年6月 当社取締役、執行役員
 - 2015年4月 当社取締役、常務執行役員（現職）

候補者番号

8. 数中三十二

やぶなか みとじ

(1948年1月23日生)

社外 再任

- 当社における地位、担当 取締役
- 重要な兼職の状況 外務省顧問、株式会社野村総合研究所顧問、立命館大学特別招聘教授、大阪大学特任教授、三菱電機株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、高砂熱学工業株式会社社外取締役
- 所有する当社の株式の数 7,000株
- 略歴

1969年4月 外務省入省	2007年1月 同省外務審議官（政務）
1986年8月 同省経済局国際機関第二課長	2008年1月 同省事務次官
1987年11月 同省北米局北米二課長	2010年8月 同省顧問（現職）
1990年9月 国際戦略問題研究所（IISS）主任研究員	2010年10月 株式会社野村総合研究所顧問（現職）
1991年9月 在ジュネーブ代表部	立命館大学特別招聘教授（現職）
1994年4月 外務省大臣官房総務課長	2011年6月 当社社外取締役（現職）
1996年7月 同省総括審議官	2012年4月 大阪大学特任教授（現職）
1997年8月 同省アジア局審議官	2012年6月 三菱電機株式会社社外取締役（現職）
1998年10月 在シカゴ総領事	2014年6月 株式会社小松製作所社外取締役（現職）
2002年12月 外務省アジア大洋州局長	高砂熱学工業株式会社社外取締役（現職）
2005年1月 同省外務審議官（経済）	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

9. きのした えいいちろう 木下 榮一郎 (1941年8月30日生)

社外 再任

- 当社における地位、担当 取締役
- 重要な兼職の状況 農林中央金庫経営管理委員、名古屋鉄道株式会社相談役
- 所有する当社の株式の数 0株
- 略歴

1964年 4月	日本銀行入行	2005年 6月	矢作建設工業株式会社社外監査役
1992年 2月	同行名古屋支店長	2005年10月	名古屋鉄道株式会社取締役社長
1994年 3月	同行営業局長	2008年 6月	名鉄運輸株式会社取締役
1996年 2月	同行理事、大阪支店長委嘱		中部日本放送株式会社社外取締役
1998年 9月	NTTシステム技術株式会社顧問	2009年 6月	名古屋鉄道株式会社取締役会長
1998年12月	株式会社ボストンコンサルティング グループ特別顧問		矢作建設工業株式会社社外取締役
1999年11月	NTTシステム技術株式会社取締役会長	2010年 6月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社社外監査役（現職）
2001年 5月	名古屋鉄道株式会社顧問	2011年 6月	農林中央金庫経営管理委員（現職） 名古屋鉄道株式会社取締役相談役
2001年 6月	同社専務取締役、鉄道事業本部長委嘱		当社社外取締役（現職）
2002年 6月	同社取締役副社長	2012年 6月	名古屋鉄道株式会社相談役（現職）
2004年 6月	名鉄運輸株式会社社外監査役		

- 注) 1. 取締役候補者数中三十二氏は、株式会社小松製作所の社外取締役を兼職しており、当社は同社と業務上の取引がありますが、取引高は当社連結売上高の1%未満です。また、取締役候補者木下榮一郎氏は、農林中央金庫の経営管理委員を兼職しており、当社は同金庫から金銭の借入（2015年3月末時点で当社連結総資産額の1%未満）を行っておりますが、同氏が務める経営管理委員は融資の決定に関与していません。いずれも、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しております。他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 数中三十二氏及び木下榮一郎氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 数中三十二氏が社外取締役に就任している高砂熱学工業(株)は、2014年11月に北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関して、東京地方裁判所において罰金支払の判決を受け、2015年1月に国土交通省から営業停止処分を受けました。本件は同氏が取締役就任前に発生した事実ですが、就任後は法令遵守の観点から意見を述べるとともに、当該事件に関する事実の確認及び原因の究明並びに再発防止についての提言等を行っております。
4. 社外取締役候補者数中三十二氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、また社外取締役候補者木下榮一郎氏は、金融機関における長年の経歴に基づく豊富な金融知識と、長年の経営者としての経験と知見を当社の経営に生かしていただくため、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 数中三十二氏及び木下榮一郎氏は現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年及び3年となります。
6. 当社は数中三十二氏及び木下榮一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
社外取締役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
7. 木下榮一郎氏は、2015年6月26日開催予定の東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社定時株主総会終結の時をもって同社の社外監査役を退任する予定です。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 堤則夫氏及び野口二郎氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1. ^{よし} ^だ ^{けい} ^{すけ} 吉田 圭介 (1951年11月11日生)

新任

- 当社における地位 ー
- 所有する当社の株式の数 71,044株
- 略歴
 - 1974年 4月 当社入社
 - 2001年 7月 当社財務グループ長
 - 2006年 6月 当社取締役、執行役員
 - 2009年 4月 当社取締役、常務執行役員
 - 2010年 4月 当社代表取締役、専務執行役員
 - 2014年 4月 当社取締役
 - 2014年 6月 当社顧問

2. ^{はやし}林 ^{とし}敏 ^{かず}和 (1946年12月3日生)

社外 新任

●当社における地位	—
●所有する当社の株式の数	0株
●略歴	<p>1969年 4月 川崎重工業株式会社入社</p> <p>2001年 4月 同社プラント・環境・鉄構カンパニー産機ビジネスセンター技術二部長</p> <p>2002年 4月 同社理事、プラント・環境・鉄構カンパニープラントビジネスセンター産機プラント部長</p> <p>2003年 4月 同社プラント・環境・鉄構カンパニープラントビジネスセンター副センター長</p> <p>2004年 4月 同社執行役員、プラント・環境・鉄構カンパニーバイスプレジデント兼産機プラント部長</p> <p>2005年 4月 カワサキプラントシステムズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2010年 6月 川崎重工業株式会社取締役兼カワサキプラントシステムズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務、プラント・環境カンパニープレジデント</p> <p>2012年 4月 同社取締役 (2012年6月退任)</p> <p>2012年 6月 同社顧問 (2014年6月退任)</p>

- 注) 1. 林敏和氏は、社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者林敏和氏は、長く企業経営に携わっており、その豊富な知識と多くの経験により、当社の経営に対して社外の客観的視点に立った実効的な監査を行っていただくため、当社社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は本議案が原案どおり承認された場合は、林敏和氏と会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は、次のとおりです。
- 社外監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
- また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、吉田圭介氏と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 林敏和氏が在籍していた川崎重工業株式会社の社外監査役として当社元常務取締役である岡道生氏が就任（本年6月25日退任予定）しており、当社取締役島住孝司氏（本定時株主総会の終結の時をもって退任予定）が本年6月25日開催予定の同社定時株主総会において新任社外監査役候補者となっております。同社は、みずほ信託銀行株式会社退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の保有する当社発行済株式の3.50%の株式の議決権を保持しており、当社は同社の発行済株式の1.03%を保有しています。当社と同社は業務上の取引がありますが、取引額は連結売上高の2%未満です。また、同氏は同社の取締役を2012年6月に退任しています。したがって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと当社は判断しております。当社は本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出る予定であります。監査役候補者吉田圭介氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告 (自2014年4月1日 至2015年3月31日)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)における世界経済は、米国の回復基調が続く一方で、欧州ではウクライナ情勢への懸念や南欧政局の影響によりばらつきはあるものの、総じて緩やかな回復傾向となりました。また、新興国では、中国において経済成長ペースに鈍化が見られる一方で、インドでは経済成長が持ち直しつつあります。国内経済は、消費税増税の影響を受け設備投資や民間消費において一時的な落ち込みが見られたものの、景気回復基調となりました。

外国為替(円/US\$)の動向は、米国の利上げ観測を背景に120円/US\$台まで円高が是正されました。原油価格の動向は、昨年夏以降に下落傾向が強まり、昨年11月の石油輸出国機構(OPEC)定例総会にて生産目標の据え置きが決定された後にはWTI原油価格がUS\$40/バレル台まで下がりましたが、その後はUS\$50/バレル前後で推移しました。

海運業を取りまく事業環境は、ドライバルク事業における市況低迷の継続、自動車船事

業における完成車の日本出し輸出台数の漸減傾向などがありましたが、油槽船事業では船腹需給の改善により市況回復が進み、コンテナ船事業では堅調な荷動きを背景に東西航路、特に北米航路において運賃市況は回復しました。

以上の結果、当期の連結売上高は1兆3,524億21百万円(前期比1,282億95百万円増加)、営業利益は479億88百万円(前期比191億34百万円増加)、経常利益は489億80百万円(前期比165億25百万円増加)、当期純利益は268億18百万円(前期比101億75百万円増加)となりました。

なお、当期の平均為替レートは、109.19円/US\$ (前期比9.44円/US\$の円安)、燃料油価格はUS\$540.51/MT* (前期比US\$85.21/MT安) となりました。

*MT:メトリックトン(1メトリックトンは1,000キログラム)

セグメント毎の業績概況は次のとおりです。

コンテナ船セグメント

売上高 6,774億円 (前期比16.3%増)

経常損益 206億円の利益 (前期は1億円の損失)

売上高構成比



50.1%

【コンテナ船事業】

当期の積高は好調な荷動きを背景に前期比で北米航路約6%、欧州航路約8%、アジア航路約3%とそれぞれ増加する一方で南北航路では約6%減少しましたが、当社グループ全体の積高は約4%の増加となりました。運賃市況は北米航路を中心に安定的に推移し、燃料油価格下落の影響もあり、当期の業績は前期比で増収となり黒字化しました。

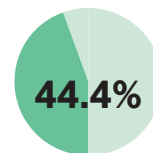
【物流事業】

航空運送、内陸運送及び倉庫業をはじめとする物流事業は、国内及び国際物流もアジアを中心に堅調に推移しました。航空貨物については、北米路線を中心に日本出し輸出貨物の取扱量は前期比で大幅に増加しました。物流事業全体の当期業績は、前期比で増収増益となりました。

不定期専用船セグメント

売上高	6,007億円	(前期比4.9%増)
経常損益	365億円の利益	(前期比11.5%減)

売上高構成比



【ドライバルク事業】

大型船の市況は、昨年10月に一旦上昇局面も見られたものの、需給バランスのファンダメンタルズの改善が見られない中、12月に急落して以来、過去最低水準で推移しました。中型船においても、中国向け石炭輸送量の減少の影響などにより船腹余剰感の解消に至らず、市況低迷は継続しました。小型船においては、インド向け石炭輸送や中国向け鋼材輸送の堅調な荷動きに加えて、穀物輸送の増加がありましたが、運賃への上昇圧力は限定的で、市況は低位安定で推移しました。

当社グループはフリー船の極小化による市況変動への対応に努めてまいりましたが、このような市況環境下、ドライバルク事業の業績は前期比で増収減益となりました。

【自動車船事業】

当期の完成車荷動きは、欧州・北米出しの極東向け貨物や大西洋域内貨物などは堅調に推移したものの、日本出しの貨物は全般的に漸減傾向にあり、当社グループの総輸送台数は前期比で約3%減少しました。当社グループでは配船及び運航効率の改善に継続的に取り組みましたが、当期の業績は前期比で増収減益となりました。

【エネルギー資源輸送事業（液化天然ガス輸送船事業・油槽船事業）】

LNG船、大型原油船、LPG船は、中長期の期間傭船契約のもとで順調に稼働しました。また、油槽船全般において、低迷が続いた運賃市況の回復により収支が改善しました。エネルギー資源輸送事業全体では、業績は前期比で増収増益となりました。

【近海・内航事業】

近海船事業における輸送量は前期並みとなりましたが、内航船事業においては、不定期船は安定的に稼働し、定期船は苫小牧航路への大型新造船の投入を生かした積極的な営業活動により、輸送量は増加しました。

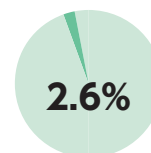
フェリー輸送は、消費税増税の駆け込み需要の反動減により輸送量は前期比で大きく減少しました。

これらの結果、近海・内航事業全体では、前期比で増収増益となりました。

海洋資源開発及び重量物船セグメント

売上高	353億円	(前期比7.6%増)
経常損益	57億円の損失	(前期は45億円の損失)

売上高構成比



【海洋資源開発事業（エネルギー関連開発事業・オフショア支援船事業）】

オフショア支援船事業においては全船が順調に稼働しましたが、原油価格下落の影響などにより、昨年秋以降市況が軟化しました。ドリルシップ（海洋掘削船）は安定稼働により長期安定収益の確保に貢献しました。

海洋資源開発事業全体では、前期比で減収となり、また海外子会社における外貨建て債務の為替評価の影響も受け損失を計上しました。

【重量物船事業】

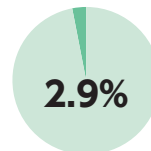
大型船においては、船型を生かして収益性の高いオフショア作業と貨物輸送を順調に受注しました。中小型船においては、セミライナーサービスによる貨物輸送において市況の改善が見られました。これらにより、重量物船事業の業績は前期比で増収となり、損失が大幅に縮小しました。

その他

売上高 390億円 (前期比7.6%増)

経常損益 30億円の利益 (前期比14.7%増)

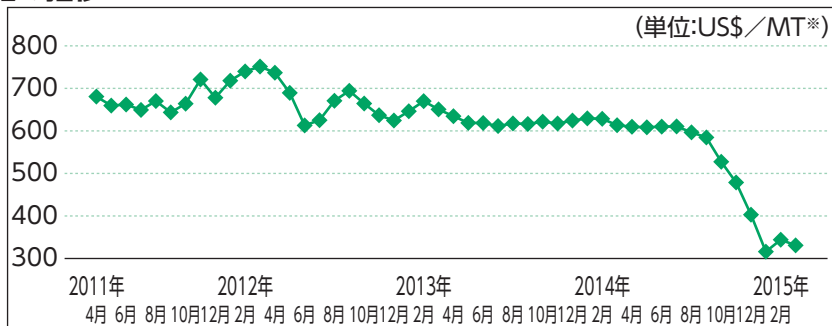
売上高構成比



その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当期の業績は前期比で増収増益となりました。

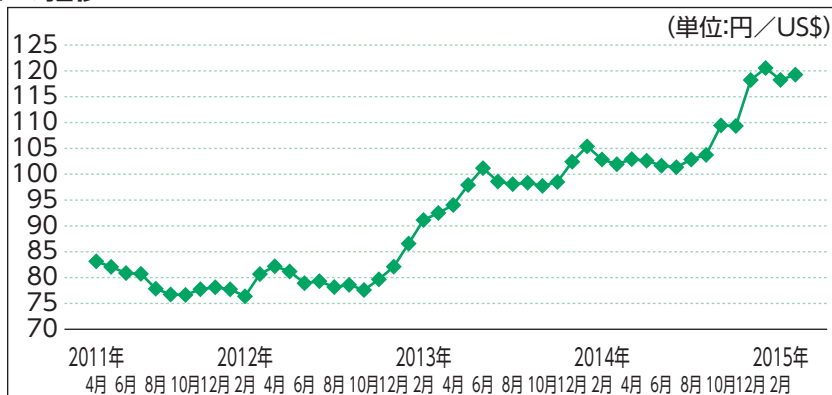
【ご参考】

＜燃料油価格の推移＞



※MT：メトリックトン（1メトリックトンは1,000キログラム）

＜為替レートの推移＞



(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 144 期 2012年 3 月期	第 145 期 2013年 3 月期	第 146 期 2014年 3 月期	第 147 期(当期) 2015年 3 月期
売上高 (百万円)	972,310	1,134,771	1,224,126	1,352,421
経常利益 (百万円) (△は経常損失)	△48,955	28,589	32,454	48,980
当期純利益 (百万円) (△は当期純損失)	△41,351	10,669	16,642	26,818
1株当たり当期純利益 (円) (△は当期純損失)	△54.14	12.07	17.75	28.60
総資産 (百万円)	1,066,648	1,180,433	1,254,741	1,223,328
純資産 (円)	259,934	361,975	410,688	467,440
1株当たり純資産	317.59	363.18	414.66	471.10

(注) 各年度別の概況は次のとおりです。

第144期：わが国における東日本大震災の影響、欧米の財政不安、新興国の経済成長の減速などによる世界経済の低迷に加え、超円高水準の継続と燃料油価格の高止まり、新造船の大量竣工により事業環境も悪化、業績は前期比で大幅に悪化し、損失を計上するに至りました。

第145期：2011年度の当期純損失計上を受け、「2012年度経常損益の黒字化」、「安定収益体制の構築」、「財務体質の強化」の3つを最重要課題とする新中期経営計画「K」LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定し、収支改善に取り組みました。その結果、前期比増収、黒字転換を達成しました。

第146期：米国、欧州経済が緩やかに回復する一方、一部新興国の経済成長に鈍化が見られ、不安定な事業環境が続く状況下、コスト削減などの取組みに加え、燃料油価格高騰の沈静化による収支改善効果や円高傾向の是正による増収効果も寄与し、業績は前期比増収増益となりました。

第147期：前記「(1) 事業の経過及びその成果」(19頁から23頁まで)に記載のとおりです。

(3) 設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で895億1百万円の設備投資を実施しました。

コンテナ船セグメント、不定期専用船セグメント、海洋資源開発及び重量物船セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ176億48百万円、709億17百万円及び99百万円の設備投資を実施しました。

上記のほか、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等において8億35百万円の投資を実施しました。

一方、船舶を中心に690億24百万円の固定資産売却を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当期における重要な資金調達はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、2015年3月に中期経営計画「**Value for our Next Century**」を策定し、3つの重要テーマを掲げています。各テーマの詳細は次のとおりです。

① 更なる財務体質強化による「安定性」の確保

緩やかな世界経済の回復による物流需要の拡大が望める一方、船腹供給圧力に伴う不安定な需給バランスにより、当社グループ事業の中心である海運事業のボラティルな環境は継続するものと思われます。そのため、まず当社グループの

更なる財務体質強化による安定性の確保に取り組みます。具体的な目標としては、以下を定めています。

- ・2017年度での自己資本比率40%達成と有利子負債削減の継続
- ・その後も安定性を維持するために、フリーキャッシュフローの黒字維持、自己資本比率40%・DER 80%の維持

② 「安定性」を基盤とした「成長性」の強化

人口増加を背景とした新興国を中心とする物流需要の安定的拡大や世界のエネルギー需要拡大は、当社グループにとって成長機会であり、戦略的投資による成長分野での新たな事業展開と市況ボラティリティへの耐性を高めた安定収益体制の強化により、リスクを低減した事業ポートフォリオの実現を目指し、安定性と成長性のバランスを重視した事業運営を行ってまいります。

具体的には、2015年度からの5年間の戦略的投資では、成長の見込まれるLNG船・LPG船事業の拡大、海洋資源開発事業の拡充、アジア地域などでのターミナルを含む物流事業の取り込みや、当社の強みである中長期契約を核としたケープ船・電力炭船事業の拡大を計画し、総額1,200億円の投資を予定しています。また、ボラティリティへの耐性を高めた安定収益体制の強化に向けては、

14,000TEU型大型コンテナ船10隻、7,500台積み大型自動車船10隻、省エネ型バルカーへの代替推進などによる高い競争力を持った船隊整備に1,700億円の投資を計画しています。

③ステークホルダーとの対話と協働

当社グループは、ステークホルダーとの対話と協働による持続的成長と企業価値の向上を重要な経営方針として掲げており、以下の取組みを進めています。


- ・企業の社会的責任(CSR)遂行によるステークホルダーとの協働

CSR基本方針として、「事業活動の影響に対する配慮」、「新たな価値の創出」を定め、特に安全運航・環境保全・人材育成に取り組む方針としています。

CSR推進組織としては、社会・環境委員会とその下部組織として環境専門委員会・CSR専門委員会を設け、グループ全体の取組みを進めると共に、主体的な情報開示・発信を強化していくこととしています。

環境保全については、2015年3月に当社グループの2050年に向けた環境保全への長期指針「“K” LINE 環境ビジョン2050『青い海を明日へつなぐ』」を定めました。これは、人々の豊かな暮らしを支える基幹産業としての責務を果たすために当社グループが目指す

べき方向性を多角的な視点から特定したものです。

- ・コーポレートガバナンスの強化
新たに定めた企業理念・ビジョンへの取組みを確実にし、持続的成長と企業価値向上に向けて、グループ内統治体制整備を含む、コーポレートガバナンスの強化を進めてまいります。リスクマネジメントでは、危機管理委員会とその下部組織(コンプライアンス委員会・安全運航推進委員会・経営リスク委員会・災害対策委員会)がグループのリスク管理にあたり、重要な投資については、投資委員会がその審議にあたる体制としています。
- ・安定配当方針による株主還元
中期経営計画「 Value for our Next Century」では、2019年度でのROE 10%以上を目標としており、安定性と成長性のバランスを両立させながら、安定配当の実施と一定利益水準を超える部分に対しての総還元を目指すこととしています。

(6) 重要な子会社の状況 (2015年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368百万円	(50.7)	海運業
ケイライン ロジスティックス株式会社	600 "	91.9	航空運送代理店業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 "	100.0	港湾運送業
太洋日本汽船株式会社	400 "	100.0	船舶管理業
日東物流株式会社	1,596 "	100.0	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 "	80.1	港湾運送業
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	3,387万米ドル	70.0	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	3,397 "	(100.0)	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	3,590 "	(100.0)	海運業
K LINE OFFSHORE AS	71,756万ノルウェークローネ	100.0	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,113万米ドル	100.0	海運業
SAL Heavy Lift GmbH	15,545万ユーロ	(100.0)	海運業

- (注) 1. 出資比率欄の()内数値は、子会社保有の出資比率を含んでいます。
 2. 川崎近海汽船株式会社の出資比率50.7%は、他の子会社の出資比率3.1%を含んでいます。
 3. "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。
 4. SAL Heavy Lift GmbHの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HEAVY LIFT (GERMANY) GmbHの出資によるものです。
 5. 2014年8月に、当社はINTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.社の株式を一部売却したため、当社の出資比率が100%から70%に減少しています。

(7) 主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

コンテナ船セグメント	コンテナ船事業、物流事業
不定期専用船セグメント	ドライバルク事業、自動車船事業、エネルギー資源輸送事業、近海・内航事業
海洋資源開発及び重量物船セグメント	海洋資源開発事業、重量物船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

⑧ 主要な拠点等 (2015年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 (飯野ビルディング)
本 店	神戸市中央区海岸通8番 (神港ビルディング)
名 古 屋 支 店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 (名古屋国際センタービル)
関 西 支 店	神戸市中央区栄町通一丁目2番7号 (大同生命神戸ビル)
海 外 駐 在 員 事 務 所	マニラ、ヤンゴン、デュバイ

② 子会社

会 社 名	所 在 地
川 崎 近 海 汽 船 株 式 会 社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、日立、大阪、北九州、日南
ケイライン ロジスティックス株式会社	東京、市川、名古屋、大阪
株式会社ダイトコーポレーション	東京、千葉、横浜
太 洋 日 本 汽 船 株 式 会 社	神戸、東京
日 東 物 流 株 式 会 社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北 海 運 輸 株 式 会 社	札幌、釧路、小樽、苫小牧、東京
INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.	米国
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
K LINE OFFSHORE AS	ノルウェー
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
SAL Heavy Lift GmbH	ドイツ

③ その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、フィリピン、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド、豪州、英国、ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、イタリア、フィンランド、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、スペイン、ポルトガル、トルコ、カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

(9) 従業員の状況 (2015年3月31日現在)

セグメントの名称	コンテナ船	不定期専用船	海洋資源開発及び重量物船	その他	全社 (共通)	合計
従業員数 (名)	5,427	637	226	1,232	312	7,834
前期末	5,367	617	243	1,168	308	7,703
前期末比増減	60	20	△17	64	4	131

(注) 「全社 (共通)」として記載している従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(10) 主要な借入先 (2015年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	90,948
三井住友信託銀行株式会社	67,667
株式会社日本政策投資銀行	62,857
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,210
三菱UFJ信託銀行株式会社	25,155

百万円

(11) 船舶の状況 (2015年3月31日現在)

セグメントの名称		コンテナ船	不定期専用船				海洋資源開発及び重量物船		合計	
船種		コンテナ船	ドライバルク船	自動車船	液化天然ガス輸送船・油槽船	近海船・内航船	オフショア支援船	重量物船		
区分	所有	隻	9	70	35	30	21	7	14	186
		重量トン	603,246	7,878,109	521,979	3,025,076	233,690	32,481	147,736	12,442,317
	備船	隻	71	191	67	14	28	0	3	374
		重量トン	4,239,400	21,669,926	1,024,818	1,797,531	363,724	0	39,226	29,134,625
合計	隻	80	261	102	44	49	7	17	560	
	重量トン	4,842,646	29,548,035	1,546,797	4,822,607	597,414	32,481	186,962	41,576,942	

(注) 所有船の隻数は共有船を含み、重量トン数は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、公正取引委員会及び米国司法省の調査の対象となったほか、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象にもなっています。このうち2014年9月には米国司法省との間で罰金6,770万米ドルを支払うことを内容とする司法取引に合意しました。また、北米において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されて

おり、今後更に当社グループに対する他の民事訴訟が提起される可能性もあります。日本及び米国以外におけるこれらの調査及びこれに伴う一連の行政・刑事並びに民事上の手続がいつ完了するのか、また、その結果として当社グループが課徴金、制裁金、罰金、損害賠償その他の法的責任の対象になるか否かについての確定的な予測は現時点では困難ですが、その結果によっては、当社グループの事業又は財政状態若しくは経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 会社の株式に関する事項 (2015年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 939,382,298株
- (3) 株主数 40,164名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	56,463	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	47,807	5.09
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE 15PCT TREATY ACCOUNT	39,054	4.16
MSCO CUSTOMER SECURITIES	35,394	3.77
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 川崎重工業口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	32,923	3.51
J F E スチール株式会社	28,174	3.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,107	2.03
株式会社みずほ銀行	18,688	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	15,597	1.66
東京海上日動火災保険株式会社	14,010	1.49

(注) 持株比率は自己株式 (1,882,895株) を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

2015年3月31日時点における転換社債型新株予約権付社債の残高は以下のとおりです。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	50,000百万円
合 計	50,000百万円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2015年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
朝 倉 次 郎	代表取締役社長 (社長執行役員)	CEO (チーフエグゼクティブオフィサー) 一般社団法人 日本船主協会 会長
村 上 英 三	代表取締役 (副社長執行役員)	社長補佐、船舶部門、技術、環境、燃費管理管掌
鳥 住 孝 司	代表取締役 (専務執行役員)	総務、法務、人事、経理、CSR・コンプライアンス推進管掌
鈴 木 俊 幸	取 締 役 (専務執行役員)	コンテナ船事業部門管掌、港湾事業担当
青 木 宏 道	取 締 役 (専務執行役員)	エネルギー資源輸送事業部門、自動車船事業部門、IR・広報管掌
山 内 剛	取 締 役 (専務執行役員)	財務、経営企画、企業法務リスク管理、物流事業、関連事業推進管掌
鳥 山 幸 夫	取 締 役 (常務執行役員)	経理、財務担当、内部監査担当補佐
中 川 豊	取 締 役 (執行役員)	人事、物流事業、関連事業推進担当
藪 中 三十二	取 締 役	外務省顧問、株式会社野村総合研究所顧問、立命館大学特別招聘教授、大阪大学特任教授、三菱電機株式会社社外取締役、株式会社小松製作所社外取締役、高砂熱学工業株式会社社外取締役
木 下 榮一郎	取 締 役	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社社外監査役、農林中央金庫経営管理委員、名古屋鉄道株式会社相談役
堤 則 夫	監 査 役 (常 勤)	川崎近海汽船株式会社 社外監査役
渡 邊 文 夫	監 査 役 (常 勤)	
重 田 晴 生	監 査 役	弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所 弁護士
野 口 二 郎	監 査 役	

- (注) 1. 取締役数中三十二氏及び木下榮一郎氏は、社外取締役です。なお、当社は両氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
2. 監査役渡邊文夫氏、重田晴生氏及び野口二郎氏は、社外監査役です。なお、当社は重田晴生氏を当社が上場している各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出しています。
3. 監査役渡邊文夫氏は、銀行において長年財務・経理業務に従事したことを通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役佐伯隆氏、吉田圭介氏、佐々木真己氏及び有坂俊一氏は、2014年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しています。

5. 取締役木下栄一郎氏は、農林中央金庫の経営管理委員です。当社は同金庫から借入（2015年3月末時点で当社連結総資産額の1%未満）を行っていますが、同氏が務める経営管理委員は融資の決定に関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しています。
6. 監査役重田晴生氏は、弁護士法人エル・アンド・ジェイ法律事務所の弁護士です。同事務所は、当社と業務上の取引がありますが、当社依頼案件に同氏は関与していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を保持しているものと判断しています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (2)	391百万円 (21)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	82 (48)

- (注) 1. 上記には、2014年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役4名に係る報酬が含まれています。
2. 取締役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の定時株主総会において月額60百万円以内と決議いただいています。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の定時株主総会において月額12百万円以内と決議いただいています。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
藪 中 三十二	社外取締役	当期開催の取締役会15回中12回に出席しました。長年にわたり外交官として培ってきた豊富な国際経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
木 下 栄一郎	社外取締役	当期開催の取締役会15回中14回に出席しました。金融機関における長年の経歴に基づく豊富な金融知識と、長年の経営者としての経験と知見に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言を行っています。
渡 邊 文 夫	社外監査役	当期開催の取締役会15回すべてに出席、監査役会17回すべてに出席しました。常勤監査役として業務監査及び会計監査の観点から適宜発言を行っています。
重 田 晴 生	社外監査役	当期開催の取締役会15回すべてに出席、監査役会17回すべてに出席しました。法学者としての専門的見地から適宜発言を行っています。
野 口 二 郎	社外監査役	当期開催の取締役会15回すべてに出席、監査役会17回すべてに出席しました。経営者として培った専門的見地から適宜発言を行っています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項	目	支 払 額
①	当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90 百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	153 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社のうち INTERNATIONAL TRANSPORTATION SERVICE, INC.、"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、K LINE OFFSHORE AS、"K" LINE PTE LTD、SAL Heavy Lift GmbHの計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議論の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度(A) (2015年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度(B) (2014年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
〔資産の部〕			
流動資産			
現金及び預金	242,432	186,394	56,038
受取手形及び営業未収金	94,132	94,345	△212
有価証券	—	49,998	△49,998
原材料及び貯蔵品	35,312	49,032	△13,720
繰延及び前払費用	43,859	46,106	△2,246
繰延税金資産	1,260	2,072	△812
短期貸付金	3,410	2,515	895
その他流動資産	23,845	17,797	6,047
貸倒引当金	△1,999	△656	△1,343
流動資産合計	442,253	447,605	△5,352
固定資産			
有形固定資産			
船舶	529,408	566,589	△37,181
建物及び構築物	19,945	21,599	△1,654
機械装置及び運搬具	7,700	7,431	269
土地	25,820	26,623	△802
建設仮勘定	45,824	35,332	10,491
その他有形固定資産	3,797	3,649	148
有形固定資産合計	632,496	661,226	△28,729
無形固定資産			
のれん	231	507	△276
その他無形固定資産	4,356	4,850	△494
無形固定資産合計	4,587	5,358	△771
投資その他の資産			
投資有価証券	93,991	88,310	5,681
長期貸付金	16,935	16,291	643
退職給付に係る資産	1,605	1,168	437
繰延税金資産	7,593	19,757	△12,164
その他長期資産	24,230	15,333	8,896
貸倒引当金	△364	△310	△54
投資その他の資産合計	143,991	140,551	3,440
固定資産合計	781,075	807,135	△26,060
資産合計	1,223,328	1,254,741	△31,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度(A) (2015年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度(B) (2014年3月31日現在)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
〔負債の部〕			
流動負債			
支払手形及び営業未払金	101,324	91,492	9,831
短期借入金	81,475	77,091	4,383
未払法人税等	6,641	2,822	3,818
独占禁止法関連損失引当金	1,672	67	1,604
賞与引当金	2,754	2,381	372
役員賞与引当金	210	205	4
その他流動負債	66,871	112,250	△45,379
流動負債合計	260,949	286,312	△25,363
固定負債			
社債	52,943	53,321	△378
長期借入金	357,502	418,933	△61,430
リース債務	41,030	38,865	2,165
再評価に係る繰延税金負債	1,961	2,096	△135
役員退職慰労引当金	1,531	1,541	△9
特別修繕引当金	14,127	15,452	△1,324
退職給付に係る負債	6,310	7,978	△1,667
デリバティブ債務	12,147	10,638	1,508
その他固定負債	7,382	8,912	△1,529
固定負債合計	494,938	557,740	△62,801
負債合計	755,887	844,052	△88,164
〔純資産の部〕			
株主資本			
資本金	75,457	75,457	-
資本剰余金	60,312	60,312	-
利益剰余金	254,922	234,429	20,492
自己株式	△1,071	△908	△163
株主資本合計	389,620	369,291	20,329
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金	14,822	8,188	6,634
繰延ヘッジ損益	8,719	5,753	2,965
土地再評価差額金	6,209	5,978	230
為替換算調整勘定	22,201	71	22,129
退職給付に係る調整累計額	△41	△446	404
その他の包括利益累計額合計	51,911	19,545	32,365
少数株主持分	25,908	21,851	4,056
純資産合計	467,440	410,688	56,751
負債純資産合計	1,223,328	1,254,741	△31,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考) 前連結会計年度情報は組替えを行っています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度(A) (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月31日)	(ご参考) 前連結会計年度(B) (自 2013年 4月 1日 至 2014年 3月31日)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
売上高			
海運業収益及びその他の営業収益	1,352,421	1,224,126	128,295
売上原価			
海運業費用及びその他の営業費用	1,227,593	1,123,236	104,357
売上総利益	124,827	100,889	23,937
販売費及び一般管理費	76,838	72,035	4,803
営業利益	47,988	28,854	19,134
営業外収益			
受取利息	1,481	1,321	159
受取配当金	2,234	2,183	50
持分法による投資利益	2,180	2,756	△575
為替差益	4,197	6,347	△2,150
その他営業外収益	1,564	3,199	△1,634
営業外収益合計	11,658	15,808	△4,150
営業外費用			
支払利息	9,819	10,984	△1,164
その他営業外費用	846	1,223	△377
営業外費用合計	10,665	12,208	△1,542
経常利益	48,980	32,454	16,525
特別利益			
固定資産売却益	7,947	4,963	2,984
投資有価証券売却益	7,735	2,766	4,968
関係会社株式売却益	10,759	12	10,747
その他特別利益	1,741	586	1,155
特別利益合計	28,184	8,328	19,855
特別損失			
減損損失	13,571	3,958	9,612
備船解約金	5,225	-	5,225
独占禁止法関連損失	7,023	5,698	1,324
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,672	67	1,604
その他特別損失	1,040	3,814	△2,774
特別損失合計	28,532	13,539	14,993
税金等調整前当期純利益	48,632	27,244	21,388
法人税、住民税及び事業税	12,798	7,244	5,554
法人税等調整額	7,803	1,333	6,470
法人税等合計	20,601	8,577	12,024
少数株主損益調整前当期純利益	28,030	18,666	9,364
少数株主利益	1,212	2,024	△811
当期純利益	26,818	16,642	10,175

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
(ご参考) 前連結会計年度情報は組替えを行っています。

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度
(自2014年4月1日 至2015年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	60,312	234,429	△908	369,291
会 計 方 針 的 変 更 に よ る 額			△244		△244
会 計 方 針 的 変 更 を 反 映 し た 高	75,457	60,312	234,185	△908	369,047
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,565		△6,565
当 期 純 利 益			26,818		26,818
自 己 株 式 の 取 得				△163	△163
自 己 株 式 の 処 分					—
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			8		8
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 動 用 範 囲 の 変 動			475		475
株 主 資 本 以 外 の 項 目 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	20,736	△163	20,573
当 期 末 残 高	75,457	60,312	254,922	△1,071	389,620

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 限 公 司 株 主 持 分 額	他 社 株 主 持 分 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 異	退 職 給 付 金 等 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
当 期 首 残 高	8,188	5,753	5,978	71	△446	19,545	21,851	410,688	
会 計 方 針 的 変 更 に よ る 額							△11	△255	
会 計 方 針 的 変 更 を 反 映 し た 高	8,188	5,753	5,978	71	△446	19,545	21,840	410,433	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△6,565	
当 期 純 利 益								26,818	
自 己 株 式 の 取 得								△163	
自 己 株 式 の 処 分								—	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								8	
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 動 用 範 囲 の 変 動								475	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 (純 額)	6,634	2,965	230	22,129	404	32,365	4,068	36,433	
当 期 変 動 額 合 計	6,634	2,965	230	22,129	404	32,365	4,068	57,007	
当 期 末 残 高	14,822	8,719	6,209	22,201	△41	51,911	25,908	467,440	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書
(ご参考) 前連結会計年度
(自2013年4月1日 至2014年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	75,457	60,315	223,287	△904	358,155
会 計 方 針 的 変 更 に よ る 額					-
会 計 方 針 的 変 更 を 反 映 し た 高	75,457	60,315	223,287	△904	358,155
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,345		△2,345
当 期 純 利 益			16,642		16,642
自 己 株 式 の 取 得				△9	△9
自 己 株 式 の 処 分		△3		5	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△3,159		△3,159
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 動 用 範 囲 の 変 動			3		3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△3	11,142	△3	11,135
当 期 末 残 高	75,457	60,312	234,429	△908	369,291

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	他 株 主 持 分 利 益 累 計 額	土 地 再 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 異 累 計 額	退 職 給 付 金 累 計 額		
当 期 首 残 高	2,475	△8,104	2,350	△14,306	-	△17,584	21,404	361,975
会 計 方 針 的 変 更 に よ る 額								-
会 計 方 針 的 変 更 を 反 映 し た 高	2,475	△8,104	2,350	△14,306	-	△17,584	21,404	361,975
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,345
当 期 純 利 益								16,642
自 己 株 式 の 取 得								△9
自 己 株 式 の 処 分								2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△3,159
連 結 範 囲 の 変 動 又 は 持 分 法 動 用 範 囲 の 変 動								3
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)	5,712	13,857	3,628	14,378	△446	37,130	447	37,578
当 期 変 動 額 合 計	5,712	13,857	3,628	14,378	△446	37,130	447	48,713
当 期 末 残 高	8,188	5,753	5,978	71	△446	19,545	21,851	410,688

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	要	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植木	貴幸	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期(A)	(ご参考) 前期(B)	(ご参考) 比較増減
	(2015年3月31日現在)	(2014年3月31日現在)	(A)-(B)
	金 額	金 額	金 額
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金	115,664	104,110	11,553
海運業未収金	32,517	45,371	△12,854
有価証券	—	49,998	△49,998
立替金	7,368	6,867	501
貯蔵品	27,869	38,876	△11,006
繰延及び前払費用	38,571	39,366	△794
代理店債権	33,897	22,279	11,617
繰延税金資産	2,199	3,461	△1,262
短期貸付金	18,847	15,132	3,715
その他流動資産	34,198	6,052	28,145
貸倒引当金	△1,670	△369	△1,300
流動資産合計	309,462	331,146	△21,683
固定資産			
有形固定資産			
船舶	63,186	65,710	△2,524
建物	3,682	3,777	△95
構築物	137	153	△15
機械及び装置	88	110	△21
車両及び運搬具	21	33	△11
器具及び備品	295	446	△151
土地	11,346	11,346	—
建設仮勘定	9,127	2,859	6,268
その他有形固定資産	963	1,055	△92
有形固定資産合計	88,849	85,493	3,355
無形固定資産			
ソフトウェア	958	1,251	△292
ソフトウェア仮勘定	12	18	△6
その他無形固定資産	6	6	—
無形固定資産合計	977	1,277	△299
投資その他の資産			
投資有価証券	51,685	42,057	9,628
関係会社株式	78,337	73,727	4,609
出資金	1,362	1,362	—
関係会社出資金	23,321	23,284	36
長期貸付金	60,339	63,379	△3,039
長期前払費用	4,650	4,616	33
前払年金費用	1,114	855	258
繰延税金資産	3,122	14,428	△11,306
リース投資資産	32,344	20,336	12,008
敷金及び保証金	2,061	1,871	189
その他長期資産	1,741	397	1,344
貸倒引当金	△3,058	△577	△2,480
投資その他の資産合計	257,022	245,740	11,281
固定資産合計	346,849	332,512	14,337
資産合計	656,312	663,658	△7,346

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期(A)	(ご参考) 前期(B)	(ご参考) 比較増減
	(2015年3月31日現在) 金 額	(2014年3月31日現在) 金 額	(A)-(B) 金 額
〔負債の部〕			
流動負債			
海運業未払金	86,976	83,135	3,840
その他事業未払金	0	0	0
1年内償還予定の社債	378	45,378	△45,000
短期借入金	49,684	48,060	1,624
リース債務	995	865	129
未払金	778	6,104	△5,326
未払費用	227	538	△310
未払法人税等	155	81	74
前受金	22,735	24,212	△1,476
預り金	11,193	4,324	6,869
代理店債務	599	647	△47
独占禁止法関連損失引当金	1,672	—	1,672
賞与引当金	870	689	181
その他流動負債	5,730	1,865	3,864
流動負債合計	181,998	215,902	△33,903
固定負債			
社債	52,943	53,321	△378
長期借入金	126,059	142,651	△16,592
リース債務	11,340	9,714	1,625
退職給付引当金	707	737	△29
特別修繕引当金	945	998	△52
再評価に係る繰延税金負債	1,655	1,778	△123
その他固定負債	2,620	1,642	977
固定負債合計	196,270	210,843	△14,572
負債合計	378,269	426,745	△48,476
〔純資産の部〕			
株主資本			
資本金	75,457	75,457	—
資本剰余金			
資本準備金	60,302	60,302	—
資本剰余金合計	60,302	60,302	—
利益剰余金			
利益準備金	2,540	2,540	—
その他利益剰余金			
特別償却準備金	185	438	△253
圧縮記帳積立金	590	642	△51
別途積立金	60,552	60,552	—
繰越利益剰余金	47,412	14,704	32,707
利益剰余金合計	111,280	78,877	32,403
自己株式	△1,021	△858	△163
株主資本合計	246,019	213,778	32,240
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	12,530	4,621	7,909
繰延ヘッジ損益	15,681	14,825	856
土地再評価差額金	3,811	3,687	123
評価・換算差額等合計	32,023	23,134	8,889
純資産合計	278,043	236,913	41,129
負債純資産合計	656,312	663,658	△7,346

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期(A)	(ご参考) 前期(B)	(ご参考) 比較増減 (A)-(B)
	(自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	(自 2013年 4月 1日 至 2014年 3月 31日)	
	金 額	金 額	金 額
海運業収益			
運賃	859,856	767,716	92,140
貸船料	176,497	164,315	12,181
その他海運業収益	23,199	21,545	1,654
海運業収益合計	1,059,553	953,577	105,976
海運業費用			
運航費	565,096	517,304	47,791
船費	7,091	6,950	141
借船料	391,304	358,851	32,452
その他海運業費用	62,178	47,316	14,861
海運業費用合計	1,025,669	930,423	95,246
海運業利益	33,883	23,154	10,729
その他事業収益	677	849	△172
その他事業費用	428	501	△72
その他事業利益	248	348	△99
営業総利益	34,132	23,502	10,629
一般管理費	17,117	16,088	1,029
営業利益	17,014	7,413	9,600
営業外収益			
受取利息	1,297	1,215	82
受取配当金	31,250	11,330	19,919
為替差益	4,906	1,885	3,020
その他営業外収益	858	1,291	△433
営業外収益合計	38,312	15,723	22,589
営業外費用			
支払利息	3,499	3,588	△88
社債利息	76	766	△690
貸倒引当金繰入額	2,871	56	2,814
その他営業外費用	387	490	△102
営業外費用合計	6,835	4,902	1,933
経常利益	48,490	18,234	30,256
特別利益			
固定資産売却益	—	416	△416
関係会社株式売却益	12,561	2	12,558
投資有価証券売却益	1,662	2,691	△1,029
その他特別利益	768	388	380
特別利益合計	14,992	3,499	11,492
特別損失			
独占禁止法関連損失	7,023	5,698	1,324
独占禁止法関連損失引当金繰入額	1,672	—	1,672
備船解約金	5,172	—	5,172
その他特別損失	15	3,377	△3,361
特別損失合計	13,883	9,075	4,807
税引前当期純利益	49,599	12,658	36,941
法人税、住民税及び事業税	761	854	△92
法人税等調整額	9,809	450	9,359
法人税等合計	10,571	1,304	9,266
当期純利益	39,028	11,353	27,674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考) 前期情報は組替えを行っています。

株主資本等変動計算書

当期
(自2014年4月1日 至2015年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金						
				特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	438	642	60,552	14,704	78,877	△858	213,778
会計方針の変更による 累積的影響額								△59	△59		△59
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	438	642	60,552	14,645	78,817	△858	213,719
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△6,565	△6,565		△6,565
特別償却準備金の取崩					△253			253	-		-
圧縮記帳積立金の取崩						△51		51	-		-
当 期 純 利 益								39,028	39,028		39,028
自 己 株 式 の 取 得										△163	△163
自 己 株 式 の 処 分									-		-
土地再評価差額金の取崩									-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△253	△51	-	32,767	32,462	△163	32,299
当 期 末 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	185	590	60,552	47,412	111,280	△1,021	246,019

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当 期 首 残 高	4,621	14,825	3,687	23,134		236,913	
会計方針の変更による 累積的影響額						△59	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,621	14,825	3,687	23,134		236,854	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△6,565	
特別償却準備金の取崩						-	
圧縮記帳積立金の取崩						-	
当 期 純 利 益						39,028	
自 己 株 式 の 取 得						△163	
自 己 株 式 の 処 分						-	
土地再評価差額金の取崩						-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	7,909	856	123	8,889		8,889	
当 期 変 動 額 合 計	7,909	856	123	8,889		41,189	
当 期 末 残 高	12,530	15,681	3,811	32,023		278,043	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主資本等変動計算書

(ご参考) 前期

(自2013年4月1日 至2014年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金						
				特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	677	706	60,552	8,396	72,872	△854	207,778
会計方針の変更による 累積的影響額									-		-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	75,457	60,302	60,302	2,540	677	706	60,552	8,396	72,872	△854	207,778
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△2,345	△2,345		△2,345
特別償却準備金の取崩					△239			239	-		-
圧縮記帳積立金の取崩						△64		64	-		-
当 期 純 利 益								11,353	11,353		11,353
自 己 株 式 の 取 得										△9	△9
自 己 株 式 の 処 分								△3	△3	5	2
土地再評価差額金の取崩								△3,001	△3,001		△3,001
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△239	△64	-	6,308	6,004	△3	6,000
当 期 末 残 高	75,457	60,302	60,302	2,540	438	642	60,552	14,704	78,877	△858	213,778

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	978	3,033	356	4,367		212,146
会計方針の変更による 累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した 当期首残高	978	3,033	356	4,367		212,146
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,345
特別償却準備金の取崩						-
圧縮記帳積立金の取崩						-
当 期 純 利 益						11,353
自 己 株 式 の 取 得						△9
自 己 株 式 の 処 分						2
土地再評価差額金の取崩						△3,001
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,642	11,792	3,331	18,766		18,766
当 期 変 動 額 合 計	3,642	11,792	3,331	18,766		24,766
当 期 末 残 高	4,621	14,825	3,687	23,134		236,913

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	要	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植木	貴幸	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所及び船舶において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告の「企業集団の現況に関する事項」第12項に記載の通り、当社グループは、自動車等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、公正取引委員会及び米国司法省の調査の対象となったほか、欧州その他海外の競争法当局による調査の対象にもなっています。このうち2014年9月には米国司法省との間で罰金(6,770万米ドル)を支払うことを内容とする司法取引に合意しました。監査役会としては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを認識しております。今後ともコンプライアンス体制の強化及び企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月14日

川崎汽船株式会社 監査役会

監査役(常勤) 堤 則 夫 ㊟

社外監査役(常勤) 渡 邊 文 夫 ㊟

社外監査役 重 田 晴 生 ㊟

社外監査役 野 口 二 郎 ㊟

以 上

(× ㊦)

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

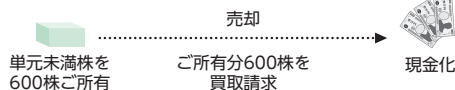
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式（1,000株に満たない株式）の買取請求・買増請求について

1,000株に満たない株式は市場での売買ができません。
当社では、その株式を買取らせていただく「買取請求制度」と、株主様が不足する株式を買増し、単元株式（1,000株）とする「買増請求制度」を導入しています。

買取請求制度（株主様が売却をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式（1株から999株）を株主様が当社に対して市場価格で買取ることをご請求いただく制度です。



買増請求制度（株主様が購入をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式と合わせて1単元株式（1,000株）となるように、株主様が当社から不足分の株式を市場価格にて買増すことをご請求いただく制度です。



なお、買取・買増請求の場合、当社所定の手数料が必要となります。また、中間及び期末などの基準日の権利確定日前一定期間並びにその他受付停止期間が設定された場合は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

会場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

交通

- 東京メトロ(千代田線・日比谷線)「霞ヶ関駅」 C4出口 直結
- 東京メトロ(丸ノ内線)「霞ヶ関駅」 B2出口 徒歩約5分
- 東京メトロ(銀座線)「虎ノ門駅」 9番出口・1番出口 徒歩約3分
- 都営地下鉄(三田線)「内幸町駅」 A7出口 徒歩約3分
- 東急バス(東98)・都営バス(橋63)「経済産業省前バス停」 徒歩約1分
- 都営バス(都01)又は(茨88)「虎ノ門バス停」 徒歩約3分

※誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただきます。ご了承ください。

